

# 平成24年第 2 回定例会

( 初 日 )

平成24年 6 月 7 日

平成24年第2回平川市議会定例会議事日程（第1号） 平成24年6月7日（木）  
午前10時04分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 提出議案の総括説明
- 第5 議案第54号 住民基本台帳法の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例案  
議案第55号 平川市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案  
議案第56号 平川市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案  
議案第57号 平川市過疎地域自立促進計画の変更について  
議案第58号 財産の取得について  
議案第59号 平成24年度平川市一般会計補正予算案（第2号）
- 第6 報告第3号 放棄した私債権の報告について  
報告第4号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて  
・専決第5号 平川市税条例の一部を改正する条例  
・専決第6号 平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
報告第5号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて  
・専決第3号 平成23年度平川市一般会計補正予算（第7号）  
・専決第4号 平成23年度平川市介護保険特別会計補正予算（第4号）  
報告第6号 平成23年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
報告第7号 平成23年度平川市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
報告第8号 専決処分した事項の報告について  
・専決第7号 損害賠償額の決定について  
・専決第8号 損害賠償額の決定及び和解の件について
- 第7 請願第2号 「こころの健康基本法」（仮称）の制定を求める意見書提出に関する請願書

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	石田隆芳	8	工藤竹雄	15	古川昭二
2	鳴海伸仁	9	對馬實	16	成田敏昭
3	今俊一	10	齋藤政子	17	佐藤雄
4	大澤敏彦	11	小笠原勝則	18	福士恵美子
5	山田尚人	12	齋藤剛	19	古川敏夫
6	小野長道	13	齋藤律子	20	小田桐信勝
7	佐々木利正	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	大川喜代治	会計管理者	菊池孝夫
副市長	佐藤一行	農業委員会事務局長	樋口正博
総務部長	古川鉄美	選挙管理委員会事務局長	白戸照夫
企画財政部長	木村雅彦	平川診療所事務長	内山勝徳
市民生活部長	一戸清志	監査委員事務局長	相馬正治
経済部長	奈良進	消防長	駒井祐正
建設部長	中田博光	教育委員会委員長	内山浩子
水道部長	櫻庭正紀	教育長	佐藤満廣
尾上総合支所長	葛西光雄	農業委員会会長	古川寛三
碓ヶ関総合支所長	花岡敏則	選挙管理委員会委員長職務代理	佐藤正道
教育委員会事務局長	芳賀秀寿	代表監査委員	古川敏明

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	小 野 勝 一 郎	主 査	古 川 聡 子
議 事 係 長	浅 原 勉	—	—

午前10時04分 開会及び開議

○議長  
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。  
 ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより、平成24年第2回平川市議会定例会を開会いたします。  
 報道関係者が傍聴席において、撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番、小笠原勝則議員及び12番、齋藤 剛議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

去る6月1日、議会運営委員会を開催し、会期について協議いたしましたところ、御手元に配布した会期日程表（案）のとおり会期は本日7日から15日までの9日間に決定になってございます。

なお、一般質問の通告は御手元に配布した一般質問通告一覧表のとおり、9人となっております。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本定例会の会期は、本日7日から15日までの9日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日7日から15日までの9日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

市長より、議案第54号から議案第59号、報告第3号から8号の合計12件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の

出席を求めました。

なお、選挙管理委員会の内山委員長が、病気療養のため本定例会すべての会議を欠席する旨の届出があり、代わりに選挙管理委員会佐藤委員長職務代理の出席を許可しておりますので、御了承願います。

市長より、平成23年度後期財政報告書、平成23年度下半期平川市公営企業会計業務状況説明書、平成23年度平川市土地開発公社事業報告書、平成24年度平川市土地開発公社会計予算書の提出がありましたので、御精読願います。

監査委員より、平成24年1・2・3月分の例月出納検査報告書が提出されましたので、報告いたします。

平成24年第1回定例会報告以降の議会の諸般事項報告を配布しておりますので、御了承願います。

請願第2号「こころの健康基本法」(仮称)の制定を求める意見書提出に関する請願書の写しを配布しておりますので、御精読願います。

各常任委員会より、所管事務調査報告書が提出されましたので御精読願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、提出議案の総括説明に入ります。

本定例会に上程されました議案第54号から議案第59号までを一括議題とし、市長より提出議案の総括説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長登壇)

皆様おはようございます。

本日、第2回平川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

また、日頃、市政の発展と市民の福祉向上のため、専心御尽力をいただきまして、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

また、この度、全国市議会の表彰を受けられました、齋藤律子議員、齋藤剛議員、齋藤政子議員には、まことにおめでとうございます。

開会に当たりまして、提出議案の概要についての説明とあわせて、一言御挨拶を申し上げます。

先般5月7日、碓ヶ関診療所を開業させることができました。黎明郷碓ヶ関診療所の廃止の方針が打ち出されてから8カ月、碓ヶ関地域を無医地域にしてはいけないとの思いで、懸命の対策を講じてまいりました。今回、開業にこぎ着くことができましたのは、地域の皆様、そして議員の皆様の御理解と御助言、御尽力の賜物であることは言うまでもなく、心から感謝を申し上げます。

今後とも地域医療を守り、地域とともに歩む診療所としてあり続けるために、議員の皆様の一層の御支援をお願い申し上げます。

○市長  
(大川喜代治)

さて、リンゴの不受精花カラマツが見られているようです。原因は、開花期の低温等と言われておりますが、私も明日、被害状況の調査をして、今後の対策について検討いたします。平川市の名産であるリンゴをはじめ、すべての農畜産物の実りある出来秋と収益の確保を願い、行政としてできる限りの対応をしてまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願いをいたします。

さて、本定例会に提案されます議案は、条例案3件、計画変更案1件、財産の取得案1件、一般会計補正予算案1件、合わせて6件と報告事項6件であります。

条例案につきましては、住民基本台帳法の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例案、平川市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案、平川市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案であります。計画変更案については、平川市過疎地域自立促進計画の変更についてであります。財産の取得案については、消防関係車両の取得についてであります。

一般会計補正予算案については、歳入歳出それぞれ7,238万4,000円を追加し、予算の総額を164億2,639万6,000円とするものであります。

歳出の主なるものは、

総務費では、

李平地区集落改善センター外壁等改修工事 404万8,000円

衛生費では、

新館公営墓地法面整形工事関係 1,514万8,000円

農林水産業費では、

農地・水保全管理支払交付金事業 412万3,000円

商工費では、

ふるさとセンター冷暖房設備修繕工事 154万4,000円

観光協会補助金 200万円

教育費では、

碓ヶ関小学校校舎屋根復旧工事 320万円

コミュニティ助成金 790万円

等であります。

また、その財源として、県補助金・県委託金及び諸収入並びに基本繰入金を充当することとしたところであります。

なお、各議案等につきましては、副市長と担当部長から説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、報告事項につきましては、私債権の放棄、平川市税条例の一部を改正する条例と平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、平成23年度の一般会計及び介護保険特別会計の補正予算、平成23年度の一般会計及び介護保険特別会計の繰越明許費繰越計算書、そして損害賠償額の決定及び和解の件についてでありますので、御理解をくださるよう

お願い申し上げます。

以上、提出議案の概要について説明を申し上げました。議員の皆様方には、慎重審議のうえ、何とぞ満場の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、提案の説明とあわせて開会の御挨拶とさせていただきます。

(市長降壇)

○議長

以上で、総括説明は終わりました。

日程第5、議案付託に入ります。

「提出議案目録」及び「議案の付託先案」について、御手元に配布してありますので御参照願います。

議案第54号住民基本台帳法の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長

(佐藤一行)

議案第54号住民基本台帳法の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例案について、その提案理由を御説明いたします。

住民基本台帳法の一部改正等により、外国人登録法が廃止され、外国人住民が住民基本台帳制度の対象となるため、関係する条例について整理を行うため提案するものであります。

詳細につきましては、付託されます常任委員会等において、御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終わります。

お諮りします。本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第55号平川市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長

(佐藤一行)

議案第55号平川市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案について、その提案理由を御説明いたします。

青森県乳幼児はつらつ育成事業実施要領の一部改正に伴い、給付対象者の所得限度額の算定方法を改めるため提案するものであります。

詳細につきましては、付託されます常任委員会等において、御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

- 議長  
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長  
質疑を終わります。  
お諮りします。本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長  
異議なしと認めます。  
よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。  
議案第56号平川市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
副市長。  
議案第56号平川市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案について、その提案理由を御説明いたします。  
青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領の一部改正に伴い、給付対象者の所得限度額の算定方法を改め、及びその他所要の改正を行うため提案するものであります。  
詳細につきましては、付託されます常任委員会等において、御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。
- 議長  
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長  
質疑を終わります。  
お諮りします。本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長  
異議なしと認めます。  
よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。  
議案第57号平川市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
副市長。  
議案第57号平川市過疎地域自立促進計画の変更について、その提案理由を御説明いたします。  
平川市過疎地域自立促進計画に掲載した事業について、事業の追加が生じたので、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、議会の議決を経て計画を変更するため提案するものです。  
詳細につきましては、付託されます常任委員会において、御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。
- 副市長  
（佐藤一行）

- 議長  
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長  
質疑を終わります。  
お諮りします。本案を総務企画常任委員会に付託することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長  
異議なしと認めます。  
よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。  
議案第58号財産の取得についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
副市長。  
議案第58号財産の取得について、その提案理由を御説明いたします。  
本契約は、消防ポンプ自動車1台及び小型動力ポンプ積載車（普通車）1台を取得するため、弘前市の有限会社工藤ポンプ代表取締役工藤兼義と2,677万5,000円で契約を締結するものであります。  
地方自治法及び平川市条例の定めるところにより、契約の締結について議決を得るために提案するものであります。  
詳細につきましては、付託されます常任委員会等において、御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。
- 議長  
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長  
質疑を終わります。  
お諮りします。本案を総務企画常任委員会に付託することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長  
異議なしと認めます。  
よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。  
議案第59号平成24年度平川市一般会計補正予算案（第2号）を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
企画財政部長。  
議案第59号平成24年度平川市一般会計補正予算案（第2号）の提案理由を申し上げます。  
今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,238万4,000円を追加し、予算の総額を164億2,639万6,000円とするものであります。  
先ほどの市長の概要説明で大分説明がなされましたので、私からは少し補足説明をいたしたいと思っております。  
まず、歳入であります。今補正予算の財源として、18款繰入金のうち、
- 企画財政部長  
（木村雅彦）

財政調整基金を3,600万円を追加いたしております。また、県支出金では2,427万5,000円の追加、諸収入では雑入として1,210万9,000円を追加するものでございます。

一方、歳出では、3款の民生費では、児童手当等システム改修委託料367万5,000円を計上いたしております。

6款農林水産業費では、沖館地区の県営事業農道整備に係る補償費に1,800万円を追加するものでございます。

8款土木費では、安全安心住宅リフォーム促進支援事業補助金として180万円を計上いたしております。

11款災害復旧費では、単独災害復旧工事費7箇所分で520万円を追加してございます。

以上が、今補正予算の主なるものでございます。

詳細につきましては、付託されます常任委員会において、担当部長等からお答え申し上げますのでよろしく願いいたします

○議長

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長

13番、齋藤議員。

○13番

(齋藤律子議員)

それでは、ページが19ページ。8款土木費、リフォーム促進支援事業補助金についてお伺いいたします。

これは県のほうから歳入として入ってくる180万円ですが、県のほうは236件も……、平成23年度に相談件数があったにもかかわらず、申請件数が20件ですか、そういうふうになっております。それでそのまま使いにくい制度だということですが、そのまま出てくるものとみておりますが、どこがどう変わって、県のほうももう少し変わったところがあるかと思いますが、そのままなのか改善された点があるのか、お知らせ願いたいと思います。

○議長

建設部長。

○建設部長

(中田博光)

ただいまの質問の件ですが、県で補助事業としてやっていた内容と変わってございません。あくまでも性能向上に係る工事が25万以上で、かつ総工事費が50万以上でなければ適用にならないという、そういう制度でございます。よろしく申し上げます。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長

8番、工藤議員。

○8番

(工藤竹雄議員)

先ほどの市長の説明の中で、訂正を願いたいと思います。記録に残りますからね。基金繰入金を基本繰入金として朗読されたように私は記憶してございますので、基本繰入金はございません。基金繰入金ならございますので、そこのところ訂正したほうがよろしいのではないかと存じます。

○議長

市長。

- 市長  
(大川喜代治)
- 議長
- 13番  
(齋藤律子議員)
- 議長
- 建設部長  
(中田博光)
- 議長
- 議長
- 企画財政部長  
(木村雅彦)
- 原稿の読み違いでございます。  
訂正しますので、工藤議員のおっしゃった通りでございます。  
ほかに質疑ありませんか。  
13番、齋藤議員。  
住宅リフォーム事業の促進支援事業の補助金ですが、今、部長が25万円以上50万円以上ということで答弁していただきました。  
24年度は、少し変更分があったと聞いております。それでその25万円じゃなくて、20万円が限度額だったような記憶ですが間違いはないのか。それから50万円以上の総工事費ということですが、50万円以下に引き下げが可能だというふうに聞いていますが、私の認識が間違っているのかどうか、後でもいいですがどのようになっていますか。  
建設部長。  
ただいまの件ですけれども、20万というのはあくまでも、このリフォーム事業に対する補助金の上限が20万円ということでございます。  
いわゆる10%、補助そのものが総工事費の10%でございます。最高額で考えれば、200万で10%。総工事費で200万円以上かかったものに対しては、齋藤議員が言われました20万。これが補助の上限額ということでございます。  
あとですね、県の安全・安心リフォーム事業。この時にも、性能向上にかかわる工事費が25万以上で、かつ総工事費が50万以上でなければならぬということでございますので、例えば仮に性能向上に係る工事費が20万であって……、すいません25万以上であっても、総工事費が例えば40万で終わった場合においては、この制度が活用できないと。そういうことでございます。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
以上で、質疑を終わります。  
お諮りします。本案を総務企画常任委員会に付託することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
異議なしと認めます。  
よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。  
日程6、報告案件に入ります。  
報告第3号放棄した私債権の報告についてを議題とします。  
報告内容の説明を求めます。  
企画財政部長。  
報告第3号放棄した私債権の報告について御説明をいたします。  
本件は平川市私債権の管理に関する条例第11条第1項第2号及び第3号の規定により、私債権の放棄を行ったものでございます。  
学校給食費についてですが件数は14件、金額は47万5,150円です。

市営住宅使用料は4件で、金額は55万3,277円となっております。  
旧平川病院未収金は11件で、123万7,747円でいずれも時効によるものです。

次に奨学貸付金についてであります。自己破産によるものが8件、金額は92万8,000円で、時効によるものが10件、金額で62万6,000円となっております。いずれも条例施行前に時効等迎えたものを放棄するものでございます。

以上のことから、平川市私債権の管理に関する条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。

○議長

平川市私債権の管理に関する条例第11条第2項の規定により、報告のみで終わります。

報告第4号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題といたします。

専決第5号、第6号の2件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

専決第5号平川市税条例の一部を改正する条例を議題とします。

専決内容の説明を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長  
(木村雅彦)

専決第5号平川市税条例の一部を改正する条例につきまして、その専決理由を御説明申し上げます。

平成24年度の税制改正の内容を盛り込みました「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」が、平成24年3月31日付けで公布されたことに伴い、平川市税条例の一部を改正し直ちに施行する必要が生じたため、専決処分をしたものでございます。

改正の内容につきましては、まず、急激な税負担を避けるため、課税標準額を徐々に是正する土地の負担調整措置について、原則として、現行の仕組みを平成26年度まで延長することとしたこととさせていただきます。

次に、図書館、博物館及び幼稚園に係る固定資産税の非課税措置について、その対象に新たに一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人が、設置する施設を追加したこととさせていただきます。

さらに、大震災の被災者支援として、被災居住用財産の敷地を譲渡する場合の市民税の各課税特例の適用に係る関係条項の読み替え、また、大震災により滅失した住宅の住宅借入金等特別税額控除期間の継続に係る改正が、主なるものであります。

いずれの改正も、関係法令との整合性の観点から直ちに公布・施行する必要が生じ、やむなく専決処分したものでございます。何とぞ御承認

- を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。
- 議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。  
専決第5号平川市税条例の一部を改正する条例について採決します。  
本案を承認することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。  
よって専決第5号は承認することに決定いたしました。  
専決第6号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題と  
します。  
専決内容の説明を求めます。  
市民生活部長。  
○市民生活部長 専決第6号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、  
（一戸清志） その専決理由を御説明いたします。  
地方税法の一部改正に伴い、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷  
地に係る譲渡期限を延長する特例措置を適用させるため、平川市国民健  
康保険税条例の一部を改正し、平成24年4月1日から施行する必要が生  
じたため、平成24年3月31日付けで専決処分いたしましたので地方自治  
法第179条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでありま  
す。よろしく願いいたします。
- 議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。  
（「議長、11番」と呼ぶ者あり）
- 議長 11番、小笠原議員。
- 11番 11番、小笠原です。  
（小笠原勝則議員） 現在、この適用を受ける方は何名ぐらいいるんですか。
- 議長 市民生活部長。
- 市民生活部長 これは要するに住宅を滅失した、全壊された方が対象になっておりま  
（一戸清志） して、平川市に被災地から転入される方で2世帯がそれに該当するかと  
思われます。
- 議長 ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 以上で質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。  
専決第6号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

採決します。

本案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって専決第6号は承認することに決定しました。

報告第5号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題とします。

専決第3号、第4号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

専決第3号平成23年度平川市一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

専決内容の説明を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長  
(木村雅彦)

専決第3号平成23年度平川市一般会計補正予算(第7号)について、その専決理由を御説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,117万3,000円を追加し、予算の総額を164億2,106万5,000円とするものでございます。

その内容につきましては、まず歳入でございますけれども1款市税では市民税の個人現年分に1,513万9,000円、市たばこ税現年分に1,916万円をそれぞれ追加するものでございます。

2款地方譲与税関係では自動車重量譲与税が2,376万円、地方揮発油譲与税が1,664万7,000円を追加となっております。6款地方消費税交付金は1,142万9,000円の追加となり、10款の地方交付税では3月下旬に交付決定がなされました特別交付税が3億4,129万2,000円の追加となり、18款繰入金では財政調整基金繰入金で2億4,000万円を繰入しておりましたが、今回繰り戻しすることから同額を減額することとしたものが主なるものでございます。

一方、歳出の主なるものは、2款総務費では市債管理基金への積立金3億3,000万円を追加し、3款民生費では介護・訓練等給付費及び自立支援医療給付費等で1,631万5,000円の減額、8款土木費では改良舗装工事費及び補償費を2,224万9,000円減額し、10款教育費では碓ヶ関小学校改修工事費を381万1,000円を減額することなどが主なるものでございます。

以上により、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告いたしますので、何とぞ御承認賜りますようお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

- (「議長、13番」と呼ぶ者あり)
- 13番、齋藤議員。
- 13番 (齋藤律子議員) ページが34ページです。8款土木費、22節の補償費1,282万1,000円の減額であります。議案の説明のときでも私が言いましたが、やはりこの補償費の大きな減額は、いろいろ事情があるようですが専決処分にはすぐわないと指摘をしたところです。それに関してですが、今、道路がまだ砂利道のままです。開発許可のことも補償費、いろいろ開発許可を取らなければいけないとも説明をしておりましたので、その開発許可はいつごろに下りる見通しなのか、また、道路の舗装工事はいつごろ行われる見通しになるのか、お知らせ願いたいと思います。
- 議長 建設部長。
- 建設部長 (中田博光) 今回の小和森小学校周辺の開発の件の御質問だと思うんですけども、当該地区については民間から開発計画があるということで、関係機関に御相談を受けているところでございます。当該地区は市街化調整区域ということで、例えば農振法とか農地法とかの法律がですね、クリアーできるものであれば市の地区計画の提案制度を利用して、開発することが可能な区域となっております。
- ただですね、今、齋藤議員がおっしゃられた開発行為に関する件なんですけれども、この正式な申請書がですね、まだ課のほうに提出されてございませんので、その答弁についてはちょっとできないということで御理解願いたいと思います。以上でございます。
- 議長 ほかに質疑ございませんか。
- (「議長、建設部長」と呼ぶ者あり)
- 議長 建設部長。
- 建設部長 (中田博光) 道路の舗装の件でも御質問がありました。この舗装の件についてはですね、先ほども御説明いたしましたが、民間の開発計画があるということで、一たん舗装してしまってから、また、要するに下水道関係の汚水ますの設置とか、給水管の設置とかとなれば、一たん完成させた舗装をまたはぎ取って、再度また工事ということになりますので、その計画にあわせると言えば変ですけれども、そういうお話があったということでその計画が実施されて、開発後に舗装したいということで、このようにして残額を出しましたので、その点についても一つ御理解願いたいとこのように思います。以上でございます。
- 議長 20番、小田桐議員。
- 20番 (小田桐信勝議員) 11ページ。たばこ税の関係なんだけれども、滞納繰越分というのはたばこ税の場合、どういうふうに生じるんですか。ちょっと教えてください。
- 議長 企画財政部長。
- 企画財政部長 (木村雅彦) この件についてはですね、たまたま年度内に納付できなかった方がおありまして、そのために滞納繰越というような形になったものでございま

- す。以上です。
- 議長 20番、小田桐議員。
- 20番 たばこ税は、たばこ会社から入るわけなんですよ。それがどうして滞  
(小田桐信勝議員) 納繰越。どうなったのそれ。
- 議長 企画財政部長。
- 企画財政部長 これについてはですね、業者、業者と言いますか、3会社と言います  
(木村雅彦) か。それから入ってきていますが、たまたま1件が年度内に納められな  
かったと。納めていただけなかったということで、滞納処分をいたした  
ものです。以上でございます。
- 議長 ほかに御質疑ございませんか。
- 17番 17番、佐藤議員。
- (佐藤 雄議員) 12ページの入湯税でございますけれども、区分のところに滞納繰越分  
入っております。以前にもこの入湯税あったような気がいたしますけれ  
ども、同一業者なのかその辺のところの説明お願いいたします。
- 議長 企画財政部長。
- 企画財政部長 佐藤議員のおっしゃるとおり、同一の業者でございます。以上でござ  
(木村雅彦) います。
- 議長 17番、佐藤議員。
- 17番 以前の業者と同一ということですが、この段階で滞納はゼロになっ  
(佐藤 雄議員) たのでしょうか、どうなんでしょうか。
- 議長 企画財政部長。
- 企画財政部長 ちょっと私、手元に資料持ち合せておりませんが、まだ残っているよ  
(木村雅彦) うに記憶しております。以上でございます。
- 議長 17番、佐藤議員。
- 17番 最初に、確か前年度だと思っておりますけれども、最初の滞納は何年  
(佐藤 雄議員) 度でしょうか。
- 議長 企画財政部長。
- 企画財政部長 大変申し訳ありませんが、私、手元に資料を持ち合せておりませんの  
(木村雅彦) で、今、調べさせて報告させていただきます。
- 議長 以上で質疑を終わります。
- 議長 これより討論を行います。討論ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
- 専決第3平成23年度平川市一般会計補正予算(第7号)について採決  
いたします。
- 議長 本案を承認することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- よって専決第3号は承認することに決定いたしました。
- 専決第4号平成23年度平川市介護保険特別会計補正予算(第4号)を

議題とします。

専決内容の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長  
(一戸清志)

専決第4号平成23年度平川市介護保険特別会計補正予算(第4号)について、その専決理由を御説明いたします。

平成24年度からの介護保険の制度改正に伴うシステム改修について、介護保険システム改修委託料562万8,000円を繰越明許費として翌年度へ繰越し、専決処分いたしましたので地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。よろしくお願ひいたします。

○議長

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

専決第4号平成23年度平川市介護保険特別会計補正予算(第4号)について採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって専決第4号は承認することに決定いたしました。

報告第6号平成23年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告内容の説明を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長  
(木村雅彦)

報告第6号平成23年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明をいたします。

本件は平成24年3月第1回定例会で御承認決定されました繰越明許費によります、繰越計算書でございます。

その内容につきましては、平成23年度国及び県の補助事業及び単独事業あわせて4事業の4,405万1,000円となっております。

主な事業はパイプハウス復旧支援対策事業、古懸不動野線道路改築事業などでございます。

その財源は未収特定財源国県支出金が1,536万7,000円、地方債が840万円その他が46万5,000円となっております。また一般財源は1,981万9,000円となりました。

以上のことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、報告するものでございます。

○議長

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで終わります。





○議長

(齋藤政子議員降壇)

会議規則第134条の規定により、教育民生常任委員会に付託いたします。  
次にお諮りいたします。

8日は議案熟考等のため、11日は常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって8日、11日は本会議を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12日午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時01分

